

日本女子大学理学部紀要編集規程

(目的・投稿資格)

1. 本紀要是日本女子大学理学部の学術機関誌であり、自然科学に関する①原著論文（未公刊のもの）、②総説、③研究ノート、④教育ノート、⑤資料（他誌掲載原著の抄録、卒論論題、教育・研究施設の概要と活動報告、教員の研究成果の発表（原著論文、総合論文、解説、著書）、科学研究費および外部財団による研究助成、学外からの評価（受賞その他）など）、⑥その他を掲載する。
2. 論文の投稿者は本学部に所属する教員、および理学研究科に所属する学生に限る。ただし、共著者には上記以外の者を含んでもよい。

(論文の体裁とページ数)

3. 論文は和文または欧文とする。和文論文には欧文アブストラクトを、欧文論文には和文アブストラクトをつける。欧文論文の和文アブストラクトは論文と別のページに一括掲載する。
4. 論文の作成は別記の「執筆要項」に基づくものとする。
5. 原著論文および教育ノートの長さは刷り上り 10 ページを限度とし、各学科の刷り上りページが 50 ページをおよそ基準とする。
6. 総説については刷り上り 20 ページまでとし、各学科 2 編以内を原則とする。
7. 研究ノートは刷り上り 4 ページまでとし、各学科 5 編以内を原則とする。
8. カラー写真、アート紙などを使用する場合にはその差額を執筆者が負担すること。

(投稿原稿の取扱い)

9. 原稿は理学部紀要委員会宛てに 10 月上旬までに提出すること。原稿が紀要委員会に提出された日を受領日とする。
10. 原著、総説、研究ノート、教育ノートには学科の登録番号を紀要委員会が付する。
11. 投稿原文は紀要委員会の責任によって選定の上、編集する。
12. 本紀要に採用された論文原稿は原則として返却しない。
13. 本紀要是年度内発行を原則とする。
14. 紀要是 1 部、そして別刷は 30 部までを無償とし、それを超える部数を希望する場合には有償とする。

(校 正)

15. 執筆者校正を原則として 2 回行う。
16. 執筆者は速やかに校正をし、原稿と校正刷を紀要委員会に返却すること。

(版 権)

17. 本紀要の掲載論文は紀要委員会の許可なく転載または複写することを禁ずる。

(発行責任・事務取扱い)

18. 本紀要の発行責任者は理学部長とし、その事務取扱いは紀要委員会が当る。

一部改正 平成 5 年 7 月 8 日
一部改正 平成 6 年 7 月 14 日
一部改正 平成 7 年 12 月 14 日
一部改正 平成 8 年 7 月 11 日